利　用　ま　で　の　手　続　き

１　団体登録

（１）体育館（高浜小学校除く）、卓球場、柔剣道場並びに運動場及び附帯施設（以下「学校体育施設団体利用施設」という。）には、団体の登録が必要です。利用団体登録申請書（6 頁）の提出をお願いします。

【団体登録必要条件】

①２０歳以上を含む１０人以上の団体（クラブ・グループ）であること。

②市内在住・在勤・在学者で構成された団体であること。

③責任者は２０歳以上の市内在住・在勤・在学者であること。

※専ら営利を目的とする利用の場合団体登録はできません。

２　登録証

利用団体登録申請書を提出された団体へは、審査を経て登録証を交付します。

登録証は、学校開放を利用するときや利用申込みのときに必要です。必ずお持ちください。

※責任者の方は、大切に保管してください。

３　登録証の有効期間

４月１日から翌年３月３１日まで（年度毎に更新が必要です。）

※登録申請は随時、地域交流施設たかぴあ事務管理室またはいきいき広場３階の市役所文化スポーツグループで受付可能

４　利用の申込み

利用予定月２ヵ月前の１～５日に、利用団体予定表（7 頁）の提出をお願いします。**（期日厳守）**利用期間は、利用月の１日から末日までの期間です。

（例）４月１日～５日に６月分の利用団体予定表を提出。

【参考：利用団体予定表の提出から利用の許可までの日程】

①利用団体予定表の提出期間（利用団体）…２ヵ月前の１～５日に提出

②利用調整（地域交流施設たかぴあ）…２ヵ月前の１９日ごろまで

③利用許可申請書（8 頁）の交付（地域交流施設たかぴあ）

…２ヵ月前の２０日ごろ

…**利用許可申請書を受け取ったら、利用許可申請書を持って地域交流施設たかぴあで使用料を支払ってください。利用許可書を交付します。**

④利用許可書（9 頁）の交付（教育委員会）

５　利用の許可

利用許可の手続き完了後、学校利用、公用利用、施設器具の不具合、天候、災害等により、利用ができなくなることがあります。この場合は、責任者の方へ管理者（TSC）等から連絡します。

※ 利用許可申請書交付後に、**利用団体の都合により取り消しまたは変更をされる場合は、①管理指導員（１６頁）、 ②管理者（TSC）の順にご連絡ください。**

６　警報発令時の対応

暴風警報及び、警戒宣言等が発令された場合は施設の利用を中止します。

利用中の場合は、速やかに撤収していただきます。